

# 韓国における DNA 身元確認情報データベース法の制定

白井 京

## 【目次】

はじめに

I 制定の経緯

II 法律の概要

おわりに

翻訳：DNA 身元確認情報の利用及び保護に関する法律

## はじめに

犯罪捜査における DNA 鑑定の有効性については、専門家のみならず一般にもよく知られるようになった。DNA とはデオキシリボ核酸の略称で、遺伝情報を担う物質としてヒトの細胞の核内に存在するものである。DNA と言えば遺伝情報を思い浮かべるが、A、T、G、C の 4 種類の塩基が 30 億個並んで構成されるという DNA の中で、「遺伝情報」は 2～3% 程度であり、残りはそれとは無関係なゲノム配列情報であるという。この遺伝情報とは無関係な部分を「ジャンク DNA」(junk DNA) と呼ぶが、これを利用し、個人識別のために数値化されたデータは DNA 型と呼ばれる。<sup>(注1)</sup>

英国を筆頭に、欧米諸国では 1990 年前後から法律の規定に基づき DNA 型データベースの構築を開始し、EU は会員国相互間でデータベース情報を共有する条約を 2005 年に締結している。<sup>(注2)</sup>

日本では、2004 年 12 月から警察庁が犯罪現

場等に犯人が遺留したと認められる血痕等の試料から分析された DNA 型情報等を登録して同一犯行照会及び余罪照会に応じる「遺留資料 DNA 型情報検索システム」の運用を開始した。さらに 2005 年 8 月から被疑者及び変死者等の身体から採取された試料も含めて DNA 型に関する記録を組織的に作成し、管理し、運用するため「DNA 型記録取扱規則」(国家公安委員会規則)、「DNA 型記録取扱細則」(警察庁訓令)を制定し、被疑者に適用する DNA 型データベースの運用を開始している。このデータベースは法律によって規定されておらず、データ収集の対象者、保存、廃棄等の運用が明確でないため、日本弁護士連合会から法律制定を求める意見書<sup>(注3)</sup>が出されている。

韓国では、2009 年 12 月 29 日、国会本会議において「DNA 身元確認情報の利用及び保護に関する法律案」が可決され、2010 年 1 月 25 日に公布された。2010 年 7 月 26 日から施行される予定である。本稿では、韓国で DNA 型データベース構築に係る法律がどのような経緯を経て制定されたのか概観し、法律の概要を紹介する。

## I 制定の経緯

韓国では、欧米諸国の例を参考に 1990 年代初めから DNA 型データベースの構築及び運用をめぐる論争が続いてきた。しかし、様々な経緯から DNA 型データベースに係る法案の審議

(1) DNA 型鑑定の歴史等について、岡田薫「DNA 型鑑定による個人識別の歴史・現状・課題」『レファレンス』660 号、2006.1, pp.7-31. <[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200601\\_660/066002.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200601_660/066002.pdf)> 以後、インターネット情報はすべて 2010 年 4 月 22 日現在である。

(2) DNA 型鑑定に係る主要各国の法制については「シンポジウム 社会の安全と個人情報保護—子どもを被害者とする性犯罪対策を中心に」『比較法研究』70 号、2008, pp.1-121. の各論文を参照。

(3) 日本弁護士連合会「警察庁 DNA 型データベース・システムに関する意見書」2007.12.21. <[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/071221\\_000.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/071221_000.pdf)>

は難航し、何度も頓挫してきた。

1994年には検察と警察が各々、関連法案を準備したが、DNAに含まれる個人情報の取扱いをめぐる人権侵害への憂慮や、管理主体をめぐる各機関の対立により実現しなかった。<sup>(注4)</sup>

2006年には、長年の反目を乗り越えて法務部(省)と行政自治部(省、現・行政安全部)が共同で作成した「遺伝子鑑識情報の収集及び管理に関する法律案」<sup>(注5)</sup>(以下「2006年法案」という)が政府法案として国会に提出された。しかし、やはりこの法案も世論の根強い反対により日の目を見ることはなかった。

世論が最も懸念したのは、1960～70年代の民主化抗争の経験から、これらの情報が国家権力によって乱用され人権侵害が多発するのではないかという点である。一度の過ちにより犯罪者になったからといって国が人の遺伝子を強制的に採取することは妥当なのか、拘束された被疑者を潜在的に犯罪者と想定することは無罪推定の原則に反し違憲ではないのか等について、甲論乙駁の状況が続いた。2006年法案に

は、より綿密な検討が必要であるとの意見が法院(裁判所)や大韓弁護士協会から出され、さらに所管委員会では、捜査機関に対し「決定的な武器」<sup>(注6)</sup>を与えることに対する韓国国民の拒否感は強いと指摘され、最終的には廃案になった。

しかし、この前後から徐々に状況が変化し始めた。2006年頃から韓国では連続殺人や子どもを被害者とする強姦殺人事件が大々的に報道されるようになり、報道によって高まる市民の怒りの感情は、犯罪者への強硬策を受容するコンセンサスを形成していったのである。これにより、これまでであれば人権重視の主張により頓挫していたような比較的強硬な刑事政策が施行されるケースが増加した。<sup>(注7)</sup>

さらには2008年に発生した「チョ・ドゥスン事件」<sup>(注8)</sup>に世論の怒りが沸騰し、国に対し犯罪予防のためのより強硬な対策を求める声が高まるなか、2009年10月に改めて法務部と行政安全部による「DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律案」<sup>(注9)</sup>(以下「2009年法案」という)が提出された。

(4) 「수사권 독립—검경 또 마찰」(捜査権独立—検・警また摩擦)『한국일보』(韓国日報)1994.10.15.

(5) 「유전자감식정보의 수집 및 관리에 관한 법률안」(遺伝子鑑識情報の収集及び管理に関する法律案)

<[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=036105](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=036105)> なお法案、審査報告書、法律の条文等については、すべて韓国国会立法統合知識管理システム <<http://likms.assembly.go.kr/>> による。

(6) 当時野党のハンナラ党議員であったパク・セファン氏の以下の発言による。「(捜査機関に) 決定的な武器を与えることになるのに、国民の立場からみればそれに対抗するものがないじゃないかという拒否感があるのです。ですから否定的な空気が強く、国民はむしろ遺伝子鑑識情報を利用するにしても最小限にさせようとするのがおそらく一般的な考えであろうと思います。」「第268国会(臨時会)法制司法委員会会議録(法案審査第1小委員会)第2号」2007.6.7, p.17. <[http://likms.assembly.go.kr/kms\\_data/record/data2/268/pdf/268ba1002b.PDF](http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/268/pdf/268ba1002b.PDF)>

(7) 例として、犯歴を有する者の再犯防止のために電子足輪を装着しGPSによる監視を行う「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等に関する法律」や、米国のメーガン法を参考に性犯罪の犯歴を有する者の個人情報をネット上で公開する「児童青少年の性保護に関する法律」等がある。白井京「韓国における性犯罪者の再犯防止対策—情報公開と位置追跡電子装置」『外国の立法』234号, 2007.12, pp.200-229. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023405.pdf>>

(8) 2008年12月、ソウル近郊の京畿道安山市で酒に酔った57歳の性犯罪前科者が小学校1年生の女兒に性的暴行を加え、身体に回復不能の障害を負わせた事件。この事件の犯人であるチョ・ドゥスンに対し、大法院が下した判決は「懲役12年」であったが、マスコミはこの判決に対しあまりにも刑が軽いのではないかとの疑問を呈し、より厳格な処罰と再犯防止策を求める世論が高まった。

(9) 「디엔에이신원확인정보의 이용 및 보호에 관한 법률안」(DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律案) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=ARC\\_L0W9Q1N0N2X9A1K5Z0A3A3P3E8E3Q7](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_L0W9Q1N0N2X9A1K5Z0A3A3P3E8E3Q7)>

2009年法案は、2006年法案が廃案となった時の議論を踏まえて、人権侵害との指摘を受ける可能性を出来る限り排除している。例えば、前回の審議で「情報の収集及び管理」という法律名称に懸念が表されたことから、「情報の利用及び保護」に名称を変更している。また、対象となる犯罪の範囲を狭め、遺伝情報の保護規定をおくなど様々な修正が加えられている。

法務部は、人権侵害との憂慮を払拭するために、2009年法案が試料採取の対象を再犯の可能性が高い犯罪に限定しており、データに遺伝情報等を含まないこと、データベースは犯罪捜査や刑事裁判など必要な場合に限って利用すること、残った試料は即時廃棄すること及び不起訴処分や無罪になった者の情報についてはすぐに廃棄することを要件とするとともに、虚偽の情報を作成するなどの不法行為に対しより厳しい処罰を規定していること等を挙げている。<sup>(注10)</sup>

2009年法案の所管委員会である法制司法委員会は、12項目のDNA型採取対象犯罪のうち「逮捕・監禁罪」は再犯の可能性が相対的に低いとして削除し、さらに対象犯罪の範囲を狭めて11項目とした上で修正可決し、本会議に上程した。

国会本会議では、無罪推定の原則を無視し広範囲かつ過度な収集を行っていること、14歳から19歳までの青少年に対しても採取するよう規定しており青少年の社会復帰を阻害していること、附則においてこの法律が存在しない時点での犯罪者に対しても遡及適用していること、DNA型情報の保管期間が明確になっ

ていないことなどを挙げて、改めて一部野党議員から反対の声が上がる一方、賛成する議員からはここ数年の韓国における凶悪犯罪の増加<sup>(注11)</sup>や、OECD諸国の大半がこの制度を導入していること、さらに収集対象となるのがジャンクDNAであり個人の遺伝情報ではないこと等が賛成理由として述べられた。

最終的には、出席議員222名のうち賛成139名、反対66名、棄権17名で同法案は可決<sup>(注12)</sup>され、2010年1月25日に公布されるに至った。

## II 法律の概要

この法律は、全17か条の本則と3か条の附則からなる。

法律の目的は、DNA型情報の収集、利用及び保護に必要な事項を定めることによって犯罪捜査や犯罪予防に貢献し、国民の権利を保護すること（第1条）にある。

定義としては、「DNA」「DNA鑑識試料」「DNA鑑識」「DNA身元確認情報」「DNA身元確認情報データベース」について各々定めている（第2条）。ここで規定する「DNA鑑識」とは、DNAのうち遺伝情報が含まれていない特定塩基配列の部分を検査し分析して「DNA身元確認情報」を取得することであり、「DNA身元確認情報」は、個人識別を目的としDNA鑑識を通じて取得した情報を一連の数字又は符号の組合せで表記したものであり、DNA型を指す。

国がDNA型情報を管理し利用する際には、個人の尊厳やプライバシーを侵害しないように

(10) 法務部編『살인·강간등 흉악범죄 어떻게 대처할 것인가—「디엔에이 신원확인정보의 이용 및 보호에 관한 법률」 제정 관련 Q & A』(殺人・強姦等の凶悪犯罪にどのように対処するのか—「DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律」制定関連 Q & A) 法務部, 2009, p.18.

(11) 与党ハンナラ党の朱光徳(ジュ・クァンドク)議員は、2003年に比して2008年には殺人罪が11%、子ども対象を含む強姦罪が51.4%増加していると述べている。「第285回国会(臨時会)国会本会議録第1号」2009.12.29, p.11. <<http://likms.assembly.go.kr/kms-dt/record/data2/285/pdf/285za0001b.PDF#xml=/xml/127147509123710.xml>>

(12) 同上, p.12.

しなければならず、データベースには個人識別を目的とする以外の情報は含まれてはならない(第3条)と規定されている。

適用対象となる犯罪については、「再犯の可能性が高く、又は凶悪犯罪に発展する可能性が高い」<sup>(注13)</sup>殺人、強盗、強姦、略取誘拐等の11の犯罪に限定される(第5条)。受刑者や被疑者からDNA試料を採取する際には、口腔粘膜からの採取など、対象者の身体や名誉への侵害を最小化する方法を使用するよう義務付けられている(第9条)。

DNA型データベースは2種類あり、その管理主体は検察と警察である。検事総長は、受刑者等から取得したDNA型情報に関するデータベースの事務を総括し(第4条及び第5条)、警察庁長官は、拘束した被疑者から取得したDNA型情報及び犯罪現場の遺留DNA型に関するデータベースの事務を総括する(第4条、第6条及び第7条)。これら2つのデータベースは、互いに連携させて運営することができる(第4条)とされる。いずれの場合も採取には法院(裁判所)の令状が必要であるが、採取対象者が同意する場合には令状なしでもDNA試料を採取することができる(第8条)。犯罪現場で発見されたものなど犯罪現場から採取したDNA試料は、その身元が明らかにならないものに限定してデータベースに収録する(第7条)。

このように検察と警察が各々DNA型データベースを運営するのは重複投資になり浪費ではないかとの疑問に対し、法務部は、韓国の刑事司法システムを反映したものであり、米国等の場合も複数機関で分散管理しながら各機関間のネットワークにより使用上の不便がないように

していると述べている<sup>(注14)</sup>。DNA型情報の鑑識やデータベースへの収録等については、検察・警察共に大統領令で定める第三者機関に委任又は委託することができる<sup>(注14)</sup>と定めており、詳細は大統領令で定めるとしている(第10条)が、この規定により実質的には両者が同一の第三者機関に委任する方法をとることも可能になる。

DNA型データベース担当者は、新しい情報を収録するとき、犯罪捜査のために検察官又は司法警察官が要請するとき、裁判所が刑事裁判において事実照会をしたとき、データベース相互間の対照のために必要なとき等に限ってデータベースを検索し、又はその結果を回答することができる(第11条)。

DNA型データベースに情報を収録した後に残った試料は遅滞なく廃棄しなければならず(第12条)、受刑者が無罪や免訴等になった場合や、被疑者の嫌疑が解消したときは、遅滞なくデータベースの情報を削除するよう義務付けられている(第13条)。

DNA型データベースの管理運営を審議するために、国務総理の下に「DNA身元確認情報データベース管理委員会」を置き、試料の収集、運搬、保管及び廃棄、鑑識の標準化等について審議する(第14条)よう規定される。委員会については、DNA関連業務に従事した経験のある公務員、生命科学や医学分野の経験者、倫理や社会科学、法学の分野での学識が豊富な者等7名以上9名以下で構成され(任期は3年)、委員長1名は国務総理が指名するとしている。

目的外使用は禁止され(第15条)、虚偽のDNA情報を作成したり改変した者には7年以下の懲役又は2千万ウォン(日本円で約160万円)以下の罰金を科し、目的外使用をした者

(13) 国会法制司法委員会「디엔에이신원확인정보의 이용 및 보호에 관한 법률안 심사보고서」(DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律案 審査報告書) 2009.12, p.3.

(14) 法務部編 前掲注(8), p.16.

や情報を漏洩した者には3年以下の懲役又は5年以下の資格停止（法律に定める名誉刑で、一定期間一定の資格を停止するもの）に処すると規定される（第17条）。

## おわりに

以上のように、韓国のDNA型データベース法は人権侵害を憂慮する世論に配慮してある程度限定された犯罪を対象に制定された。

しかし米国各州における法制の先例をみると、DNA型データベースの対象犯罪は、再犯率が高い犯罪のみを対象とする「限定型」から非暴力的な重罪を含む「重罪犯型」、さらに軽罪をも対象とする「軽犯罪包含型」に移行する傾向がみられるという。<sup>(注15)</sup>

近年の韓国刑事法制の犯罪者に対し強硬策を指向する傾向や、現在の韓国法制が米国法制から受ける影響が大きいこと等を勘案すれば、韓国でも段階的に軽犯罪包含型に推移する可能性は低くはないだろうと思われる。

また、日本では足利事件を機に冤罪を訴える者のDNA鑑定の実施を保障する法制度の実現が急務であるとの指摘もある。<sup>(注16)</sup>この点について、韓国で今回制定された法律では、冤罪を訴える者がDNAデータベースにアクセスする権利の保障については特に規定されていないことを付け加えておく。

（しらい きょう・総務部支部図書館・協力課）  
（本稿は、筆者が調査及び立法考査局海外立法情報課在職中に執筆したものである。）

---

(15) 山本龍彦「アメリカにおけるDNAデータベース法制（シンポジウム 社会の安全と個人情報保護—子どもを被害者とする性犯罪対策を中心に）」『比較法研究』70号, 2008, pp.19-32.

(16) 日本弁護士連合会「足利事件DNA鑑定書開示に関する会長談話」2009.5.22, <<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/090522.html>>

# DNA 身元確認情報の利用及び保護に関する法律

디엔에이신원확인정보의 이용 및 보호에 관한 법률  
(2010年1月25日制定 2010年7月26日施行 法律第9944号)

白井 京訳

## 【目次】

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 国の責務
- 第4条 DNA 身元確認情報の事務管掌
- 第5条 受刑者等からの DNA 鑑識試料採取
- 第6条 拘束被疑者等からの DNA 鑑識試料採取
- 第7条 犯罪現場等からの DNA 鑑識試料採取
- 第8条 DNA 鑑識試料の採取令状
- 第9条 DNA 鑑識試料の採取方法
- 第10条 DNA 身元確認情報の収録等
- 第11条 DNA 身元確認情報の検索及び回答
- 第12条 DNA 鑑識試料の廃棄
- 第13条 DNA 身元確認情報の抹消
- 第14条 DNA 身元確認情報データベース管理委員会
- 第15条 業務目的外使用等の禁止
- 第16条 罰則適用時における公務員擬制
- 第17条 罰則
- 附則
- 第1条 施行日
- 第2条 受刑者等及び拘束被疑者等の DNA 身元確認情報収録に係る適用例
- 第3条 犯罪現場等の DNA 身元確認情報収録に係る適用例

## 第1条 (目的)

この法律は、DNA 身元確認情報<sup>(注1)</sup>の収集、利用及び保護に必要な事項を定めることにより、犯罪捜査及び犯罪予防に貢献し、国民の権利を保護することを目的とする。

## 第2条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「DNA」とは、生物の生命現象についての情報を担う化学物質であるデオキシリボ核酸(Deoxyribonucleic acid:DNA)をいう。
- 2 「DNA 鑑識試料」とは、人の血液、唾液、毛髪、口腔粘膜等、DNA 鑑識の対象になるものをいう。
- 3 「DNA 鑑識」とは、個人識別を目的として DNA のうち遺伝情報が含まれていない特定塩基配列を検査し分析して、DNA 身元確認情報を取得することをいう。
- 4 「DNA 身元確認情報」とは、個人識別を目的として DNA 鑑識によって取得した情報で、一連の数字又は符号の組合せで表記されたものをいう。
- 5 「DNA 身元確認情報データベース」(以下「データベース」という)とは、この法律により取得した DNA 身元確認情報をコンピュータ等の保存媒体に体系的に収録した集合体で、個別にその情報にアクセスし、又は検索することができるようにしたものをいう。

## 第3条 (国の責務)

- ① 国は、DNA 鑑識試料を採取し、DNA 身元確認情報を管理し利用する際には、人間の尊厳及び個人の私生活が侵害されないように必

(1) この法律で定める「DNA 身元確認情報」は、わが国の「DNA 型記録取扱規則」(平成 17 年国家公安委員会規則第 15 号、一部改正：平成 18 年国家公安委員会規則第 27 号)における「DNA 型記録」に相当すると考えられるが、本稿では原語を尊重して訳出した。

要な施策を講じなければならない。

- ② データベースに収録される DNA 身元確認情報には、個人識別のために必要な事項以外の情報又は人的事項が含まれてはならない。

#### 第 4 条 (DNA 身元確認情報の事務管掌)

- ① 検事総長は、第 5 条の規定により採取した DNA 鑑識試料から取得した DNA 身元確認情報に関する事務を総括する。
- ② 警察庁長官は、第 6 条及び第 7 条の規定により採取した DNA 鑑識試料から取得した DNA 身元確認情報に関する事務を総括する。
- ③ 検事総長及び警察庁長官は、互いに連携してデータベースを運営することができる。

#### 第 5 条 (受刑者等からの DNA 鑑識試料採取)

- ① 検察官 (軍検察官を含む。以下同じ) は、次の各号の一に該当する罪又はこれとの併合罪に対し刑の宣告、刑法第 59 条の 2 の規定による保護観察命令、治療監護法の規定による治療監護宣告、少年法第 32 条第 1 項第 9 号又は第 10 号に該当する保護処分決定を受けて確定した者 (以下「受刑者等」という) から DNA 鑑識試料を採取することができる。

ただし、第 6 条の規定により DNA 鑑識試料を採取し、DNA 身元確認情報が既に収録されている場合は除く。

- 1 刑法第 2 編第 13 章 放火及び失火の罪のうち第 164 条、第 165 条、第 166 条第 1 項、第 167 条第 1 項及び第 174 条 (第 164 条第 1 項、第 165 条、第 166 条第 1 項の未遂犯に該当するものに限る) <sup>(注3)</sup> の罪
- 2 刑法第 2 編第 24 章 殺人罪のうち第 250 条、第 253 条及び第 254 条 (第 251 条、第 252 条の未遂犯を除く) <sup>(注4)</sup> の罪
- 3 刑法第 2 編第 31 章 略取及び誘拐の罪のうち第 287 条から第 289 条まで、第 292 条 (第 291 条の略取又は誘拐された者を授受又は隠匿した場合を除く)、第 293 条及び第 294 条 [第 291 条、第 292 条 (第 291 条の略取又は誘拐された者を授受又は隠匿した場合に該当するものに限る) の未遂犯を除く] <sup>(注5)</sup> の罪
- 4 刑法第 2 編第 32 章 強姦及びわいせつの罪のうち第 297 条から第 301 条まで、第 301 条の 2、第 302 条、第 303 条及び第 305 条 <sup>(注6)</sup> の罪
- 5 刑法第 2 編第 38 章 窃盗及び強盗の罪の

(2) 治療監護法 (法律第 10258 号) は、凶悪犯を隔離し社会復帰をサポートするという趣旨で 1980 年に制定された社会保護法が、憲法裁判所の違憲決定により廃止されたのに伴い、2005 年 8 月 4 日に新たに制定された法律であり、その後 3 回の改正を経ている。心身障害、麻薬類・アルコールその他の薬物中毒、精神障害がある状態で罪を犯した者のうち、再犯の危険性があり特殊な教育や治療が必要と認められる者に対し、適切な保護及び治療により再犯を防止し、社会復帰を促進することを目的とする。

(3) ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 164 条 (現住建造物等への放火)、第 165 条 (公用建造物等への放火)、第 166 条第 1 項 (自己が所有するもの以外の一般建造物等への放火)、第 167 条第 1 項 (自己が所有するもの以外の一般物件への放火)、第 174 条 (未遂犯)。

(4) ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 250 条 (殺人及び尊属殺害)、第 253 条 (偽計等による囑託殺人等)、第 254 条 (第 250 条から第 253 条までの未遂犯)。

(5) ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 287 条 (未成年者の略取及び誘拐)、第 288 条 (営利等のための略取、誘拐及び売買等)、第 289 条 (国外移送のための略取、誘拐及び売買)、第 291 条 (結婚のための略取及び誘拐)、第 292 条 (略取、誘拐及び売買された者の授受及び隠匿)、第 293 条 (常習犯)、第 294 条 (未遂犯)。

(6) ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 297 条 (強姦)、第 298 条 (強制わいせつ)、第 299 条 (準強姦及び準強制わいせつ)、第 300 条 (未遂犯)、第 301 条 (強姦等傷害及び致傷)、第 301 条の 2 (強姦等殺人及び致死)、第 302 条 (未成年者等に対する姦淫)、第 303 条 (業務上の威力等による姦淫)、第 305 条 (未成年者に対する姦淫及びわいせつ)。

- うち第 330 条、第 331 条、第 332 条（第 331 条の 2 の常習犯を除く）から第 342 条（第 329 条、第 331 条の 2 の未遂犯は除く）までの罪<sup>(注7)</sup>
- 6 暴力行為等の処罰に関する法律第 2 条（同条第 2 項の場合は除く）、第 3 条から第 5 条まで、及び第 6 条（第 2 条第 2 項の未遂犯を除く）の罪<sup>(注8)</sup>
- 7 特定犯罪の加重処罰等に関する法律第 5 条の 2 第 1 項から第 6 項まで、第 5 条の 4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 5 条の 5、第 5 条の 8、第 5 条の 9 並びに第 11 条の罪<sup>(注9)</sup>
- 8 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律第 5 条から第 8 条まで、第 8 条の 2、第 9 条から第 11 条まで、第 12 条（第 14 条の 2 の未遂犯を除く）及び第 13 条の罪<sup>(注10)</sup>
- 9 麻薬類管理に関する法律第 58 条から第 61 条までの罪<sup>(注11)</sup>
- 10 児童及び青少年の性保護に関する法律第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条（同条第 3 項の場合を除く）の罪<sup>(注12)</sup>
- 11 軍刑法第 53 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 66 条、第 67 条及び第 82 条から第 85 条までの罪<sup>(注13)</sup>

- (7) ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 329 条（窃盗）、第 330 条（夜間住居侵入窃盗）、第 331 条（特殊窃盗）、第 331 条の 2（自動車等の不法使用）、第 332 条（常習犯）、第 333 条（強盗）、第 334 条（特殊強盗）、第 335 条（準強盗）、第 336 条（人質強盗）、第 337 条（強盗傷害致傷）、第 338 条（強盗殺人致死）、第 339 条（強盗強姦）、第 340 条（海上強盗）、第 341 条（常習犯）、第 342 条（未遂犯）。
- (8) 暴力行為等の処罰に関する法律（法律第 7891 号）は、集団又は常習的な暴力行為や、凶器その他の危険物を携帯した暴力行為等を処罰する目的で定めるもので、ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 2 条（暴行等）、第 3 条（集団的暴行等）、第 4 条（団体等の構成及び活動）、第 5 条（団体等の利用及び支援）、第 6 条（未遂犯）。
- (9) 特定犯罪の加重処罰等に関する法律（法律第 10210 号）は、刑法その他に規定する特定の犯罪について、その犯罪が悪質、再犯、報復犯罪である場合等の加重処罰を規定することで、健全な社会秩序の維持及び国民経済の発展に貢献することを目的とするものであり、ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 5 条の 2（略取及び誘拐の罪の加重処罰）、第 5 条の 4（常習強盗及び窃盗罪等の加重処罰）、第 5 条の 5（強盗傷害等再犯者の加重処罰）、第 5 条の 8（団体等の組織）、第 5 条の 9（報復犯罪の加重処罰等）、第 11 条（麻薬事犯等の加重処罰）。
- (10) 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律は、性暴力犯罪の予防、被害者保護、性暴力犯罪の処罰及びその手続きに関する特例を規定するものであり、ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 5 条（特殊強盗強姦等）、第 6 条（特殊強姦等）、第 7 条（親族関係による強姦等）、第 8 条（障害者に対する姦淫等）、第 8 条の 2（13 歳未満の未成年者に対する強姦、強制わいせつ等）、第 9 条（強姦等傷害及び致傷）、第 10 条（強姦等殺人及び致死）、第 11 条（業務上の威力等によるわいせつ行為）まで、第 12 条（未遂犯）、第 13 条（公衆密集場所におけるわいせつ行為）、第 14 条の 2（カメラ等利用撮影）。
- (11) 麻薬類管理に関する法律のここでの規定はすべて罰則規定であり、第 58 条は無期又は 5 年以上の懲役を科する罪、第 59 条は 1 年以上の有期懲役を科する罪、第 60 条は 10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金を科する罪、第 61 条は 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金を科する罪である。
- (12) 児童及び青少年の性保護に関する法律は、児童及び青少年を対象とする性犯罪の処罰及びその手続きに関する特例を規定し、被害者である児童及び青少年のための救済支援手続き、性犯罪者の体系的管理による再犯防止を目的とするもので、ここで規定する罪の概要は次のとおりである。第 7 条（児童及び青少年に対する強姦及び強制わいせつ等）、第 9 条（児童及び青少年を売買する行為）、第 10 条（児童及び青少年の性を買う行為等）、第 11 条（児童及び青少年に対する強要行為等）。なお、第 11 条第 3 項は児童及び青少年の性を買う行為を誘引・勧誘した者に対する処罰規定である。
- (13) 軍刑法のうちここで規定する罪の概要は、次のとおりである。第 53 条第 1 項（上官殺害）、第 59 条第 1 項（哨兵殺害）、第 66 条（軍用施設等に対する放火）、第 67 条（野積軍用物に対する放火）、第 82 条（略奪）、第 83 条（略奪による致死傷）、第 84 条（戦地強姦）、第 85 条（第 82 条から第 84 条までの罪の未遂罪）。



- ② 検察官は必要な場合、刑務所、拘置所及びその支所、少年院、治療監護施設等（以下「受容機関」という）の長に DNA 鑑識試料の採取を委託することができる。

#### 第 6 条（拘束被疑者等からの DNA 鑑識試料採取）

検察官又は司法警察官（軍司法警察官を含む。以下同じ）は、第 5 条第 1 項各号の一に該当する罪又はこれと競合した罪を犯して拘束された被疑者又は「治療監護法」により保護拘束された治療監護対象者（以下「拘束被疑者等」という）から DNA 鑑識試料を採取することができる。ただし、既に第 5 条の規定により DNA 鑑識試料を採取し DNA 身元確認情報が収録されている場合を除く。

#### 第 7 条（犯罪現場等からの DNA 鑑識試料採取）

- ① 検察官又は司法警察官は、次の各号の一に該当するもの（以下「犯罪現場等」という）から DNA 鑑識試料を採取することができる。
- 1 犯罪現場で発見されたもの
  - 2 犯罪被害者の身体の内外部で発見されたもの
  - 3 犯罪被害者が被害当時着用し、又は所持していた物から発見されたもの
  - 4 犯罪の実行と関連した者の身体や物の内外部又は犯罪の実行と関連した場所で発見されたもの
- ② 第 1 項の規定により採取した DNA 鑑識試料から得た DNA 身元確認情報は、その身元が明らかにならないものに限定して、データベースに収録することができる。

#### 第 8 条（DNA 鑑識試料の採取令状）

- ① 検察官は、管轄地方法院の判事（軍判事を含む。以下同じ）に請求して発付された令状により、第 5 条又は第 6 条の規定による

DNA 鑑識試料の採取対象者から DNA 鑑識試料を採取することができる。

- ② 司法警察官は、検察官に申請し検察官の請求により管轄地方法院の判事が発付した令状によって、第 6 条の規定による DNA 鑑識試料の採取対象者から DNA 鑑識試料を採取することができる。
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定による採取対象者が同意する場合は、令状なしで DNA 鑑識試料を採取することができる。この場合、予め採取対象者に採取を拒否できることを告知し、書面による同意を得なければならない。
- ④ 第 1 項及び第 2 項の規定により DNA 鑑識試料を採取するための令状（以下「DNA 鑑識試料採取令状」という）を請求するときは、採取対象者の氏名、住所、請求理由、採取する試料の種類及び方法、採取する場所等を記載した請求書を提出しなければならない。請求理由についての疎明資料を添付しなければならない。
- ⑤ DNA 鑑識試料採取令状には、対象者の氏名、住所、採取する試料の種類及び方法、採取する場所、有効期間並びにその期間を経過すれば執行に着手できず令状を返還しなければならないという趣旨を記し、地方法院判事が署名捺印しなければならない。
- ⑥ DNA 鑑識試料採取令状は、検察官の指揮によって司法警察官吏が執行する。ただし、収容機関に収容されている者に対する DNA 鑑識試料採取令状は、検察官の指揮によって収容機関に所属する公務員が行うことができる。
- ⑦ 検察官は、必要により管轄区域外で DNA 鑑識試料採取令状の執行を直接指揮し、又は該当管轄区域の検察官に執行指揮を囑託することができる。
- ⑧ DNA 鑑識試料を採取するときは、採取対象者に予め DNA 鑑識試料の採取理由、採取

する試料の種類及び方法を告知しなければならない。

- ⑨ DNA 鑑識試料採取令状による DNA 鑑識試料の採取に関しては、「刑事訴訟法」第 116 条、第 118 条、第 124 条から第 126 条まで、及び第 131 条<sup>(注14)</sup>の規定を準用する。

#### 第 9 条 (DNA 鑑識試料の採取方法)

- ① 第 5 条及び第 6 条の規定により DNA 鑑識試料を採取するときは、口腔粘膜からの採取等、採取対象者の身体や名誉に対する侵害を最小化する方法を使用しなければならない。
- ② DNA 鑑識試料の採取方法及び管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 10 条 (DNA 身元確認情報の収録等)

- ① 検事総長及び警察庁長官は、次の各号の業務を大統領令で定める者又は機関（以下「DNA 身元確認情報担当者」という）に委任又は委託することができる。
- 1 第 5 条から第 9 条までの規定により採取された DNA 鑑識試料の鑑識及びデータベースへの DNA 身元確認情報の収録
  - 2 データベースの管理
- ② DNA 身元確認情報担当者に対する委任又は委託、DNA 鑑識業務、DNA 身元確認情報の収録及び管理等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 11 条 (DNA 身元確認情報の検索及び回答)

- ① DNA 身元確認情報担当者は、次の各号のみに該当する場合は、DNA 身元確認情報を検索し、又はその結果を回答することができる。

- 1 データベースに新しい DNA 身元確認情報を収録する場合
  - 2 検察官又は司法警察官が、犯罪捜査又は変死者の身元確認のために要請する場合
  - 3 法院（軍事法院を含む。以下同じ。）が、刑事裁判において事実照会をする場合
  - 4 データベース相互間の対照のために必要な場合
- ② DNA 身元確認情報担当者は、第 1 項の規定により DNA 身元確認情報の検索結果を回答するときは、その用途、作成者、照会者の氏名及び作成日時を明記しなければならない。
- ③ DNA 身元確認情報の検索及び検索結果の回答手続きに関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 12 条 (DNA 鑑識試料の廃棄)

- ① DNA 身元確認情報担当者が DNA 身元確認情報をデータベースに収録したときは、第 5 条及び第 6 条の規定により採取された DNA 鑑識試料及びそこから抽出した DNA を遅滞なく廃棄しなければならない。
- ② DNA 鑑識試料及びそこから抽出した DNA の廃棄方法及び手続きに関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 13 条 (DNA 身元確認情報の抹消)

- ① DNA 身元確認情報担当者は、受刑者等が再審において無罪、免訴、公訴棄却判決又は公訴棄却決定が確定した場合は、職権又は本人の申請により第 5 条に基づき採取されデータベースに収録された DNA 身元確認情報を抹消しなければならない。

(14) ここで準用する刑事訴訟法の規定の内容は次のとおりである。第 116 条（注意事項）：令状の執行では対象者の秘密を保持し名誉を害しないよう注意する、第 118 条（令状の提示）、第 124 条（女性に対する捜索及び参与）、第 125 条（夜間執行の制限）、第 126 条（夜間執行制限の例外）、第 131 条（注意事項）：押収物に対しその喪失や破損を防止するための措置をとる。

② DNA 身元確認情報担当者は、拘束被疑者等が次の各号の一に該当する場合には、職権又は本人の申請により、第 6 条の規定に基づき採取されデータベースに収録された DNA 身元確認情報を抹消しなければならない。

1 検察官により、<sup>(注15)</sup>嫌疑なし、<sup>(注16)</sup>犯罪不成立、若しくは<sup>(注17)</sup>公訴権なしとの処分があり、又は第 5 条第 1 項各号の犯罪により拘束された被疑者の罪名が、捜査若しくは裁判中に同項各号以外の罪名に変更される場合。ただし、犯罪不成立の処分であっても治療監護法第 7 条第 1 号の規定により治療監護<sup>(注18)</sup>の独立請求を行う場合は除く。

2 法院による無罪、免訴、公訴棄却判決又は公訴棄却決定が確定した場合。ただし、無罪の判決であっても治療監護を宣告する場合は除く。

3 治療監護法第 7 条第 1 号の規定による治療監護の独立請求に対し、法院の請求棄却判決が確定した場合

③ DNA 身元確認情報担当者は、受刑者等又は拘束被疑者等が死亡した場合は、第 5 条又は第 6 条の規定に基づき採取されデータベースに収録された DNA 身元確認情報を職権又は親族の申請により抹消しなければならない。

④ DNA 身元確認情報担当者は、第 7 条の規定に基づき採取されデータベースに収録された DNA 身元確認情報に関して、その身元が明らかになる等の事由によりこれ以上保存及

び管理が必要でない場合には、職権又は本人の申請により、その DNA 身元確認情報を抹消しなければならない。

⑤ DNA 身元確認情報担当者は、第 1 項から第 4 項までの規定に基づき DNA 身元確認情報を抹消した場合には、30 日以内に本人又は申請者にその事実を通知しなければならない。

⑥ DNA 身元確認情報の抹消方法、手続及び通知に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 14 条 (DNA 身元確認情報データベース管理委員会)

① データベースの管理及び運営に係る次の各号の事項を審議するために、国務総理の下に DNA 身元確認情報データベース管理委員会(以下「委員会」という)を置く。

1 DNA 鑑識試料の収集、運搬、保管及び廃棄に関する事項

2 DNA 鑑識の方法、手続及び鑑識技術の標準化に関する事項

3 DNA 身元確認情報の表記並びにデータベース収録及び抹消に関する事項

4 その他大統領令で定める事項

② 委員会は、委員長 1 名を含む 7 名以上 9 名以下の委員で構成する。

③ 委員は、次の各号の一に該当する者の中から国務総理が委嘱する。委員長は、国務総理が委員の中から指名する。

(15) 検察事件事務規則(法務部令第 669 号)第 69 条(不起訴処分)の規定によると、「嫌疑なし」(혐의없음)は被疑事実が犯罪を構成せず、又は認定されない場合(犯罪認定ならず)、被疑事実を認めるに値する十分な証拠がない場合(証拠不十分)の 2 つから構成される。

(16) 同上の検察事件事務規則第 69 条の規定によると、「犯罪不成立」(죄가안됨)は、被疑事実が犯罪構成要件に該当するが、法律上犯罪の成立を阻却する事由があり犯罪を構成しない場合をいう。

(17) 同上の検察事件事務規則第 69 条の規定によると、「公訴権なし」(공소권없음)は、捜査対象者の死亡、公訴時効満了、刑の廃止等により起訴要件が充足しない場合をいう。

(18) 治療監護の独立請求とは、検察官が公訴を提起せず治療監護のみを請求するものである。第 7 条第 1 号は、被疑者が刑法第 10 条(心神障害者)に該当する場合と規定している。

- 1 5級以上の公務員（<sup>(注19)</sup>高位公務員団に属する一般職公務員を含む。）又はこれに相当する公共機関の職に就き、又は就いていた者で、DNAに関連する業務に従事した経験があるもの
- 2 大学又は公認された研究機関において副教授級以上又はこれに相当する職に就き、又は就いていた者で、生命科学若しくは医学分野における専門知識及び研究経験が豊富なもの
- 3 その他、倫理学、社会科学、法曹又は言論等の分野において学識及び経験が豊富な者
- ④ 委員の任期は3年とする。
- ⑤ 委員会は、第1項各号の事項の審議に必要と認めるときは、検事総長及び警察庁長官に関連資料の提出を要請すること及び、DNA身元確認情報担当者等を委員会の会議に参加させて意見を聴取することができる。
- ⑥ 委員会は、第1項各号の事項について審議し、検事総長又は警察庁長官に意見を提示することができる。
- ⑦ 第1項から第6項までに規定する事項の他に、委員会の構成及び運営等に必要事項は、大統領令で定める。

#### 第15条（業務目的外使用等の禁止）

DNA身元確認情報担当者は、業務上取得したDNA鑑識試料又はDNA身元確認情報を業務外の目的で使用し、又は他人に提供若しくは漏洩してはならない。

#### 第16条（罰則適用時における公務員擬制）

DNA身元確認情報担当者のうち公務員でない者は、「刑法」その他の法律による罰則の適用について、公務員とみなす。

#### 第17条（罰則）

- ① 虚偽のDNA身元確認情報を作成し又はDNA身元確認情報を改変した者は、7年以下の懲役又は2千万ウォン<sup>(注20)</sup>以下の罰金に処する。
- ② この法律に基づき採取したDNA鑑識試料を隠滅、隠匿、損傷又はその他の方法でその効用を害した者は、5年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第15条の規定に違反しDNA鑑識試料又はDNA身元確認情報を業務外の目的で使用し、又は他人に提供若しくは漏洩した者は、3年以下の懲役又は5年以下の資格停止<sup>(注21)</sup>に処する。
- ④ 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。
- 1 偽りその他の不正な方法によりDNA身元確認情報を閲覧し又はその提供を受けた者
  - 2 第11条の規定に基づき回答されたDNA身元確認情報を業務外の目的で使用し、又は他人に提供若しくは漏洩した者
- ⑤ DNA身元確認情報担当者が正当な事由なく第12条又は第13条の規定に違反して、DNA鑑識試料及び抽出したDNAを廃棄せず、又はDNA身元確認情報を抹消しないときは、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3年

(19) 高位公務員団とは2006年に導入された幹部職員任用のための人材をプールする制度で、この中から局長級以上約1,300人を選抜する。高位公務員団に入るためには、民間人は「力量テスト」（面接、プレゼンテーション、テスト等）に合格していることが必要であり、公務員は高位公務員団候補者研修を受けた上で「力量テスト」に合格していることが必要となる。

(20) 2千万ウォンは、日本円で約166万円である（2010年4月7日現在）。以下、700万ウォンは約58万円、500万ウォンは約42万円である。

(21) 法律に定める名誉刑で、一定期間、公務員となる資格や選挙権・被選挙権等の一定の資格を停止するものである。

以下の資格停止に処する。

附則<第9944号 2010年1月25日>

第1条(施行日)

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

第2条(受刑者等及び拘束被疑者等のDNA身元確認情報収録に係る適用例)

- ① 第5条の規定は、この法律の施行当時第5条第1項各号の一に該当する罪又はこれと競合する罪で懲役若しくは禁固以上の実刑を宣告されその刑が確定して収容中の者及び治療監護法に基づく治療監護宣告又は少年法第32条第1項第9号若しくは第10号に該当する保護処分決定を受けて治療監護施設又は少

年院に収容中の者に対しても適用する。

- ② 第6条の規定は、この法律の施行当時第5条第1項各号の一に該当する罪又はこれと競合する罪を犯して拘束された被疑者又は治療監護法により保護拘束された治療監護対象者に対しても適用する。

第3条(犯罪現場等のDNA身元確認情報収録に係る適用例)

第7条の規定は、この法律の施行前に検察官又は司法警察官が犯罪現場等から取得して保管しているDNA身元確認情報に対しても適用する。

(しらい きょう・総務部支部図書館・協力課)  
(本稿は、筆者が調査及び立法考査局海外立法情報課在職中に執筆したものである。)